

# 福島空港団体旅行利用促進支援事業のご案内

令和2年8月  
福島県空港交流課

福島県は、福島空港の積極的な活用を促すため、下表の対象期間中に福島空港を利用した団体旅行を催行する旅行会社に対して支援を行います。

## 1 支援対象

- (1) 福島県内及び隣接県（栃木県等）に住所を有する旅行会社
- (2) 上記の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等

## 2 対象となる団体旅行の条件

福島空港発着の団体旅行で下表に該当するもの

路線等	対象期間（日付は出発日）	対象便	備考
札幌	令和2年4月1日～令和3年3月22日	全便	・片便利用も可 ・参加者5名以上
大阪			
国内チャーター便			

※ 原則として、参加者が同一便を利用し同一行程の旅行

## 3 支援内容

上記1の実施主体が行う、上記2の条件を満たした団体旅行の福島空港利用実績に応じて次の金額を助成します。

- (1) 助成金額 旅行参加者数 × 1万円（片便利用の場合は5千円）  
（※旅行会社等の添乗員は旅行参加者数に含まれません。）
- (2) 助成金上限額 1申請あたりの上限額 100,000円

## 4 その他

- (1) 補助金申請者又は旅行参加者が、申請する団体旅行に対して他の福島県補助金の申請を受ける場合は、本補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。
- (2) 申請する団体旅行が個人包括旅行運賃（IIT）によるパッケージ商品のみの場合や、募集型旅行商品である場合は対象となりませんのでご注意ください。
- (3) 補助金の申請期限は、旅行出発日の15日前ですので、お早めにご提出ください。
- (4) 補助金の交付決定額が令和2年度予算額に達した時点で事業を終了します。

### 【本事業に関するお問い合わせ先】

福島県 観光交流局 空港交流課

住所：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913

電子メール：[fkskuko@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fkskuko@pref.fukushima.lg.jp)

ホームページ：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/>

※補助金交付要綱、申請様式もこちらからダウンロードできます。